

国立国会図書館の現況と課題

国立国会図書館 総務部企画課長
伊藤 克尚 (いとう よしたか)

はじめに

皆様、こんにちは。国立国会図書館の伊藤克尚と申します。

今回で第 20 回という節目に貴館を訪問し、業務交流に参加する機会を得ましたことを心から嬉しく思っています。私どもの受入れにご尽力いただいた皆様方に厚く御礼申し上げます。それでは、基調報告として、国立国会図書館のこの 1 年の動向について報告いたします。

1 新しい中期ビジョン「ユニバーサル・アクセス 2020」の策定

国立国会図書館は、2012 年に「私たちの使命・目標 2012-2016」を策定し、6 つの中期的な活動目標に沿ってサービス・業務を進めてきました。2016 年 4 月に羽入館長が就任した後、次期中期ビジョンの策定に取り組み、12 月には新しい中期ビジョン「ユニバーサル・アクセス 2020」を策定し、2017 年 4 月に公表いたしました。

2018 年に国立国会図書館が創立 70 周年を迎えるにあたり、2020 年までの 4 年間で、創立 100 年までを見通した長期的展望のスタート地点として位置づけ、国立国会図書館法前文に掲げられた使命を今後も果たすための中期ビジョンであります。新しいビジョンの概要と特徴は、テーマ報告 I において御説明いたします。

本日の基調報告は、この新しいビジョン及び活動目標の体系に沿って行います。

2 国会活動の補佐

国権の最高機関である国会及び国会議員に対するサービスの提供は、国立国会図書館の第一義的な任務です。国政課題に関する職員の専門的知見と豊富な情報資源に基づく、信頼性の高い調査・分析と迅速かつ的確な情報提供の一層の強化を通じて国会の活動を十全に補佐する、という目標を掲げ、調査及び立法考査局を中心に全館的な体制の下で取り組んでいます。

(1) 調査サービスの拡充強化

国会議員等からの依頼を受けて行う調査回答の処理件数は、約 4 万件でした。調査回答は、調査報告書の作成や面談・会議への参加等、国会議員の要望に応じて適切な方法によっ

て行っています。

議員からの要求が予測される課題について、325件の調査を行い、刊行物等の形で国会議員に提供しました。これらの予測調査の成果等について、国会議員及び議員秘書に対して説明する「政策セミナー」は19回開催しました。

(2) 外部機関との連携の強化による調査の充実

長期的又は主題横断的な基本的政策課題に関しては、国内外の大学や調査研究機関との連携を強化しながら、調査の充実に取り組んでいます。複数の調査室・課が共同して行う総合調査として、昨年度は「ダイバーシティ（多様性）社会の構築」に向けた諸課題をテーマとし、11月に海外の有識者等を招へいして国際政策セミナーを行いました。その成果として「総合調査報告書」も刊行しています。また、科学技術に関する調査プロジェクトとして、「冷戦後の科学技術政策の変容」をテーマに、我が国及び主要国の政策・技術動向の調査を行い、その成果を報告書として刊行しました。

海外機関との連携・外国の議会図書館等との連携協力にも力をいれています。開発途上国への援助を行っている国際協力機構（JICA）による「ベトナム国会事務局能力向上プロジェクト」に2013年度から当館も参画しており、2016年度もベトナム国会図書館の発展のための助言と研修を実施しました。また、欧州議会調査局（EPRS）と、恒常的な連携協力に関し合意するとともに、欧州議会テクノロジーアセスメント（EPTA）に準会員として加盟し、科学技術に関する情報収集及び調査機能の向上を図っています。

(3) 国会発生情報への国民のアクセスの整備

関係機関と協力して、国会会議録を始めとする国会の活動から日々生み出される資料・情報に国民が容易にアクセスできるよう、資料・情報の充実とアクセシビリティの向上を図り、「国会と国民をつなぐ」役割の一部を担うことも目標としています。2019年度に予定している国会会議録検索システムのリニューアルにむけて、要件の検討作業を進めています。

3 資料・情報の収集・保存

資料・情報への将来にわたるアクセスを保証するため、出版物を中心に国内外の資料・情報を広く収集・保存し、また、関係機関と連携・協力して多様な情報資源及びそれを保存する基盤の構築に取り組んでいます。

(1) デジタルアーカイブの推進

所蔵資料のデジタル化に関しては、2000年度から取り組んできたところですが、2016年度は2015年度の補正予算により実施した災害対応力強化に資する資料約8万8,000点を含む、約9万8,000点の資料のデジタル化を完了し、2016年6月に提供を開始いたしました。デジタル化した資料の提供数は2017年6月末現在で約266万点にのぼります。

インターネット資料の制度収集に関して、国等の公的な機関が発信するもの、民間で出版された無償であり、かつ、デジタル権利に関する技術的制限手段（DRM）がない電子書籍・

電子雑誌等オンライン資料、と収集を進めてきました。2015年12月には、有償等のオンライン資料の収集の制度化に関しては、出版社等と協議を進め、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業を開始しました。2016年の9月に実証実験用の端末の台数を来館者用端末のほぼすべてに拡大し、実験環境を拡充しました。引き続き、実証実験を着実に進捗させつつ、有償等のオンライン資料の制度収集の在り方について、課題の精査や制度設計に関する検討を進めています。その際、図書館における有償等のオンライン資料の利用が電子書籍ビジネスに与える影響について懸念を持つ著作者や出版社の御理解を得ることが重要かつ困難な課題となっています。

デジタル化資料の利活用促進に係る取組の一環として、許諾を得た官庁出版物を対象に本文テキスト化を行い、2016年9月に「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」で「本文検索機能」を公開しました。なお、ひなぎくに関しては、引き続きコンテンツの充実に努め、関連する国会審議中継動画等を追加しました。

2016年3月に策定した「第四期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画」のもとで、いま御紹介した事業を含め、多岐にわたる事業を進めています。文献相当の国内情報資源の網羅的な収集、デジタル化の推進など「恒久的保存のための領域」と多様なコンテンツのメタデータの統合的検索機能の提供といった「利活用促進のための領域」の二つの領域に整理して、関係機関との連携・協力の下で当館が担う役割・事業を同計画に沿って着実に進めることが課題となっています。

(2) 資料・情報の収集と書誌情報の作成・提供

資料や情報の収集の取組としては、蔵書構築・情報整備の在り方についての検討を行い、当館の資料収集の目的や基本的な方向性を示す「資料収集の指針」を改正しました。これにより、絶版等で未所蔵の資料について、他の所蔵機関がデジタル化したデータを収集すること、外国資料については電子情報の利用を優先して整備することを収集の方針として明確化しました。あわせて、当館が収集する資料の範囲、優先順位等をより具体的に示す「資料収集方針書」も改正しました。

書誌情報の作成、提供に係る取り組みとして、日本図書館協会の目録委員会と連携して新しい『日本目録規則』原案を策定し、2017年2月に公開しました。この規則は、国際標準に準拠し、国際的に採用が進む目録規則“Resource Description and Access”（RDA）との互換性に留意したものです。

(3) 資料・情報の保存

施設整備と保存に関する取組を御紹介します。

①関西館第2期第1段階施設整備の推進等

所蔵資料の増加に対応するため、関西館の書庫増築工事を開始いたしました。竣工は、2019年度を予定しており、その着実な推進が課題となっています。また、工事の完成による関西館書庫収蔵能力の大幅な増強を前提として、東京本館、関西館、国際子ども図書館の

各施設が収蔵すべき資料に関する基本的な方針を定めました。2016年度からのおおむね15年間を対象としています。

②デジタル情報の長期保存

デジタル形式の資料の長期的な利用を保証するために必要な施策を講じるため、2015年度に「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画」を策定し、緊急性等の観点から、まずフロッピーディスクやCD、DVD等のパッケージ系電子出版物について着手することにしていきます。2016年度はその具体化に向け、2017年度に取り組むべき事項の検討を進めました。

③所蔵資料の保存対策及び保存協力活動

出版物を文化的資産として蓄積し、後世に伝えるため、所蔵資料の保存対策及び保存協力活動を進めています。保存協力に関しては、2016年4月に発生した熊本地震により被災した熊本県立図書館からの救済要望を受け、被災資料の修復作業や、熊本県立図書館の職員を対象にした資料の補修に関する研修などの支援活動を行いました。

4 情報資源の利用提供

様々な利用者が、必要な情報に的確かつ効率的にアクセスできるよう、システムや施設の整備とサービスの充実に取り組んでいます。

(1) 利用環境の整備

当館に来館せずに申し込む複写サービス（遠隔複写）の処理件数は約25万件となっています。また、国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料、但し、収集・保存したウェブサイト、CD/DVD等のパッケージソフトは除きますが、これらを検索・閲覧できるサービスである国立国会図書館デジタルコレクションのインターネット経由でのアクセス件数は2016年度で1億件を超えております。

来館者は、東京本館、関西館、子ども図書館3館合計で約75万人にのぼり、過去最高となりました。東京本館では、今年の5月には、一日の来館者が3,000人近くに達したことがあります。こうした混雑時には検索・閲覧用端末等が不足する事態も少なからず生じています。館が設置した端末からのみではなく、2017年4月からは利用者が持ち込んだ端末を使用した資料請求を本格的に実施するなど、対策を講じています。

デジタル化資料等の利用も浸透し、館内からのアクセス件数は約254万件、来館複写のうち、デジタル情報のプリントアウト申込みの処理件数は約52万件でこちらも過去最高となっています。図書・雑誌・新聞等の閲覧点数は232万件となっています。

このような中、国民に対する図書館サービスの提供方針として2017年3月に策定した「国立国会図書館利用者サービス基本計画2016」に基づき利用環境の整備に取り組んでいます。現在、当館が提供する各種の検索機能（国立国会図書館サーチ、国立国会図書館蔵書検索・申込システム（NDL-OPAC）、国立国会図書館デジタルコレクション、リサーチ・ナビ等）は分立しており、利用者は目的に応じてこれらを使い分ける必要があります。同計画では、これらの分立する検索機能を統合し、情報資源へのアクセス向上を図ることが大きな

柱となっています。この取組の一環として、2018年1月には現在のNDL-OPACから新しい検索・申込サービスである「国立国会図書館検索・申込オンラインサービス（略称：国立国会図書館オンライン）」の提供を開始します。初めて利用される方にも直感的に理解しやすいユーザーインターフェースを目指して取り組んでいるところです。

(2) デジタル情報資源の利活用推進

デジタル化した資料のうち、著作権処理が終了しインターネットで公開しているもの以外の利用は、当館施設内での閲覧及び複写に限定されてきました。しかし2012年の著作権法改正により、当館は、絶版等により入手困難な資料について、全国の図書館等にこれを公衆送信することができるようになり、2014年1月から図書館向けデジタル化資料送信サービスを実施しています。利用者は、日本国内の公共図書館、大学図書館等のうち、あらかじめ承認を受けた最寄りの参加館で当館のデジタル化資料約149万点を利用することができます。このサービスへの参加館は、サービス開始翌年度の2014年度末時点で468館でしたが、2016年度末の時点で810館まで増えております。

インターネット資料収集保存事業（WARP）により収集したウェブサイト・アーカイブの活用方法を紹介する「WARP活用術」を公開し、地方公共団体に向けて広報しました。WARPのインターネット経由のアクセス数は前年度より大幅に増加し約37万件となりました。

(3) 障害者サービスの向上

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、2016年4月に「国立国会図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、合理的配慮の観点から、施設設備や情報アクセシビリティ等の環境の整備のほか、相談の体制や職員の研修・啓発等について定めたところです。

この目標を達成するため、2017年3月に「障害者サービス実施計画2017-2020」を策定しました。本計画は、障害者に対する当館のサービスを、公共図書館、大学図書館、点字図書館等、公益社団法人日本図書館協会等の関係機関・団体との連携協力を強化するなど社会的な連携の中で、より充実させるための具体的な方策を示したものです。利用サービス、情報発信、職員の応対、施設整備等の充実や改善を通じて、視覚障害者にとどまらず、広く障害者に対して、その障害の特性に応じた図書館利用に関する支援を行うこととしています。

(4) 各種図書館との協力事業の推進

図書館員向けに集合研修、講師派遣型研修及び遠隔研修を実施し、参加者から高い評価を得ています。また、海外日本研究者等の日本研究を支援するため、当館ホームページコンテンツの英訳などにより海外に向けた情報発信の強化や海外日本研究司書を対象とする集合研修を実施しています。詳しくは、今回の業務交流のテーマⅡにおいて御報告します。

2016年12月に第6回CJKDLI会議が貴国で開催されました。韓国国立中央図書館の皆様には大変ご尽力いただきまして、この場を借りて改めて御礼申し上げます。御承知のとおり

り、第6回CJKDLI会議では、貴国が構築したCJKDLポータルパイロット版を発展させたものについて2017年9月の公式公開を目指すこと、公開時は各国1,000件のメタデータを搭載すること、各国が古典籍資料などのデジタル化資料20件の交換を行うこと等について合意いたしました。

貴国国会図書館及び国会立法調査処との業務交流をそれぞれ行いました。このほか、ベトナム国立図書館との協力協定を締結し、資料の交換に関する覚書を取り交わすなど、国際協力活動にも取り組んでいます。

(5) 図書館の役割や本の魅力を伝える活動の推進

最後になりますが、展示会やイベント等に関する取組について御報告します。

日本の近世から昭和にかけて各分野で活躍した有名人の書簡や葉書等の直筆資料を紹介する電子展示会「あの人の直筆」を提供開始いたしました。2014年度に開催した同名の企画展示をもとに作成したもので、好評を博しました。さらにその続編として、2016年度には企画展示「続・あの人の直筆」を開催し、こちらも好評を博しました。

国際子ども図書館では、施設の増築・改修が2016年6月末に完了し、リニューアル後の施設において子ども読書活動推進に関するイベント等も強化し、多くの来場者がありました。国際子ども図書館の取組については、別途御報告します。

おわりに

以上、国立国会図書館も、多岐にわたる事業・課題に取り組んでおります。特に、デジタル情報社会の進展によって、国立国会図書館は、紙媒体に加えて、国全体のデジタル情報の基盤整備を行う役割も求められています。国立国会図書館は、このような時代の変化に対応しながらも、普遍的な視点をもって当館の基本的役割を推進していかなければなりません。

限られた資源のなかで、これらの時代の変化に効果的に対応して行くためには、広い視野に立って国立国会図書館の役割を考えながら、国内外の諸機関との密接な連携を進めて行くことが不可欠であると考えています。

2017年は当館にとって新しい中期ビジョンの初年度であり、2018年には設立70周年を迎えます。このような節目に貴館での業務交流において知見を深めることのできる機会をいただいたことに心から感謝申し上げます。今回の業務交流によって、両国国立図書館が直面する課題を共有し、今後の連携協力について新たな展望が開かれることを願いつつ、私の報告の結びとさせていただきます。